



栃木県公報

令和2(2020)年
10月30日(金)
第151号

目次

規 則

○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正..... 899

告 示

○鳥獣保護区の存続期間の更新..... 900

○特定猟具使用禁止区域の指定..... 908

○救急医療機関の指定..... 914

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 915

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 915

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 915

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 916

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 917

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 917

○地籍調査の成果の認証..... 917

○道路の区域の変更..... 918

公 告

○県営土地改良事業の工事完了..... 918

人 事 委 員 会

○第77回国民体育大会、第22回全国障害者スポーツ大会等に参加する職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定..... 919

公 安 委 員 会

○栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正..... 919

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 921

規 則

栃木県規則第五十八号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|------------------------|---|-------------|-----------------------|----------------------------------|
| 別表第一(第二条関係) | | | 別表第一(第二条関係) | | |
| 項目 | 基準値 | 測定方法 | 項目 | 基準値 | 測定方法 |
| カドミウム | 検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下 | 日本産業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法 | カドミウム | 検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下 | 日本産業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五に定める方法 |
| 略 | | | 略 | | |
| トリクロロエチレン | 検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下 | 略 | トリクロロエチレン | 検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下 | 略 |
| 略 | | | 略 | | |
| 備考 略 | | | 備考 略 | | |

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(栃木県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(平成十年栃木県条例第三十七号)第二条第一号に規定する土砂等をいう。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。
(廃棄物対策課)

告 示

栃木県告示第562号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 鳥獣保護区の名 称 | 鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積 | 鳥獣保護区の 存 続 期 間 | 鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針 |
|---------------|-------------------------|--------------------|----------------------------|
| 塩 谷 鳥 獣 保 護 区 | 1 区域 塩谷郡塩谷町東古屋地内県 | 令 和 2 (2020)年11 | 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 |

| | | | |
|--------------------------|--|---|--|
| | <p>道東古屋上寺島線と熊の草沢右岸の農道との交点を起点とし、同所から同農道を南西に進み西荒川との交点に至り、同所から同河川を左岸から右岸に渡り同農道を西荒川上流方向に進み釜の沢（鉦山跡管理用道路入口）との交点に至り、同所から同沢を南西に進み国有林那珂川森林計画区中318林班のうち西荒川右岸側、同319林班及び民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林の境界線を西進し西荒川との交点に至り、同所から同河川を右岸から左岸に渡り更に同国有林と民有林の境界線を北東に進み別当沢との交点に至り、同所から同沢を下流方向の南西に進みシナシ沢との合流点に至り、同所から同沢を下流方向の南東に進み県道東古屋上寺島線との交点である元古屋橋に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域並びに国有林那珂川森林計画区中317林班、同318林班のうち西荒川右岸側、同320林班、同326林班、同327林班、同337林班、同338林班及び同339林班の区域</p> <p>2 面積 1,155ヘクタール</p> | <p>月1日から令和12（2030）年10月31日まで</p> | <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、塩谷町の西北部に位置し、東古屋湖を中心とした山地で西荒川が区域の中央部及び周辺部を流れている。また、区域内の西北部にはミズナラ、コナラ等の広葉樹林が多く、沢筋にはスギ、ヒノキの人工造林地が広がっている。このような自然環境を反映して、マガモやオシドリなどの水辺の鳥からオオルリ、ヤマドリなどの森林性の鳥まで多様な鳥類が生息している。また、獣類では、大型のものではツキノワグマ、中小型のものではノウサギなどが生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>小 山 鳥 獣 保 護 区</p> | <p>1 区域 小山市中地内市道7号線と市道1035号線との交点を起点とし、同所から市道1035号線を東進して市道8号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小宅橋を通り市道9号線との交点に至り、同所から同市道を東進し姿川橋を通り一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南南西に進み県道粟宮喜沢線との交点に至り、同所から同県</p> | <p>令和2（2020）年11月1日から令和12（2030）年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、小山市北部に位置する一級河川思川を中心とした平地帯である。思川河川敷にはツルヨシ、オギなどが生育し、平地帯にはクヌギ、コナラなどの広葉樹からなる平地林が点在している。このような自然環境を反映して、鳥類としては水鳥から森林性の鳥をはじめ、オオタカなどの猛禽類も確認されている。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の</p> |

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| | <p>道を南南西に進み県道小山停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み小山市城山町地内思川左岸堤防との交点に至り、同所から同河川堤防を南西に進み一般国道50号上の小山大橋との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み県道小山結城線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み豊穂川水路との交点に至り、同所から同水路を北西に進み市道7号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,425ヘクタール</p> | | <p>生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>国分寺鳥獣保護区</p> | <p>1 区域 下野市国分寺地内市道6045号線と市道2-18号線との交点を起点とし、同所から市道2-18号線を南進して市道2-22号線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道6121号線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道1-15号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み下野市と小山市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し市道6128号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み平地林と農地の地類界との交点に至り、同所から同地類界を北進し東進しさらに北進し市道6045号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p> | <p>令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、下野市の南西部に位置する国指定史跡の国分尼寺跡を中心とした史跡公園及び天平の丘公園からなる地域であり、敷地内にはクヌギ、コナラなどの広葉樹からなる良好な緑地環境が形成されていることから、シジュウカラ、ウグイスをはじめとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいや環境教育の場として活用するためにも身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>高根沢鳥獣保護区</p> | <p>1 区域 塩谷郡高根沢町大字文挾地内高根沢町道561号線と市の堀用水との交点を起点とし、</p> | <p>令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、高根沢町の北東部に</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|---|--|
| | <p>同所から同町道を北東に進み那須烏山市道M3091との接点に至り、同所から同市道を東進し那須烏山市道小白井鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み高根沢町道434号線との接点に至り、同所から同町道を南進し高根沢町道435号線との交点に至り、同所から同町道435号線を東進し高根沢町と那須烏山市との行政界の接点に至り、同所から同行政界を南進し高根沢町道436号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み高根沢町道434号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み市の堀用水との交点に至り、同所から同用水を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 320ヘクタール</p> | <p>年10月31日まで</p> | <p>位置し、アカマツやスギ、ヒノキ、雑木等からなる地域である。このような自然環境の中、エナガ、ヤマガラなどの森林性の鳥が生息している。また、獣類では、キツネ、ノウサギなどの中小型獣が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>黒 羽 鳥 獣 保 護 区</p> | <p>1 区域 大田原市黒羽田町地内一般国道461号と一般国道294号との交点を起点とし、同所から一般国道294号を北進し上堂川放水路との交点(奥沢橋)に至り、同所から同放水路を東進し那珂川右岸との合流点に至り、同所から那珂川を渡って更に東進し大輪集会所前に通じる碎石運搬道路に至り、同所から同運搬道路を北東に進み市道牛居渕大輪線との交点に至り、同所から真東に100メートル進み県道稲沢黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道駒込久野又線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道稲沢黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般</p> | <p>令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、大田原市の中央部に位置する標高100メートルから250メートルの緩やかな台地である。ヒノキやコナラを主とした針広混交林からなる豊かな自然環境を反映してシジュウカラ、メジロ、タヌキなど多様な鳥獣が生息している。</p> <p>このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |

| | | | |
|-------------|---|--------------------------------------|---|
| | <p>国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 345ヘクタール</p> | | |
| 宇都宮鳥獣保護区 | <p>1 区域 宇都宮市大谷町地内県道大谷観音線と県道宇都宮今市線との交点を起点とし、同所から県道宇都宮今市線を西北に進み宇都宮市と日光市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東北に進み鞍掛山を経て県道大沢宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道581号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道570号線との接点に至り、同所から同市道を東進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し姿川との交点に至り、同所から同右岸を下流に進み市道635号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道大谷観音線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 2,192ヘクタール</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、宇都宮市北西部に位置する低山地帯であり、宇都宮市森林公園を含む地域である。スギ、ヒノキを主とする針葉樹の人工林とコナラ、クリなどの落葉広葉樹の二次林で覆われており、都市近郊にありながら貴重な植生を有する森林に恵まれているため、野生鳥獣の生息適地となっている。このような自然環境を反映して、鳥類としてはシジュウカラ、ヤマガラなど、獣類としてはタヌキ、ノウサギなど平地から里山にかけて一般的に見られる動物種が多く生息している。</p> <p>このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| 栗山小中学校鳥獣保護区 | <p>1 区域 日光市日蔭地内県道川俣温泉川治線と青柳沢との交点を起点とし、同所から同沢を南進し県道川俣温泉川治線及び県道栗山日光線を横断し、更に南進し平成30年度樹立鬼怒川地域森林計画区日光市栗山地区16林班エと国有林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み国有林日光森林管理署59-1林班ぬ2小班とわ小班との境界に至り、同所か</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は日光市栗山地区の東部に位置する栗山小中学校を含む地域であり、南北を大笹山と馬老山に挟まれた標高約700メートルの山間部である。区域内にはスギの人工林とブナ、ミズナラなどの広葉樹からなる針広混合林が形成され、鳥獣の生息適地となっている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|--|--|
| | <p>ら同境界を南西に進みぬ2小班とる1小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進みぬ1小班とり1、2小班との境界に至り、同所から同境界を北西に進み黒部ダム右岸に至り、同所から同ダム右岸を北進し県道川俣温泉川治線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 12ヘクタール</p> | | <p>な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>栗 野 鳥 獣 保 護 区</p> | <p>1 区域 鹿沼市口栗野地内県道草久栗野線と県道鹿沼足尾線との交点を起点とし、同所から県道鹿沼足尾線を西進し鹿沼市道0211号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み田原神社に至り、同所から同神社の参道を北進し平成29年樹立渡良瀬川地域森林計画区鹿沼市栗野地区9林班エ準林班6、7、8林小班と同9、10、11、12林小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同9林班と10林班の境界線との交点に至り、同所から同所に接する妙見寺沢を北東に進み栗野川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し鹿沼市管理林道日渡路桑沢線との交点に至り同所から同林道を東進し市道ア009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道草久栗野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p> | <p>令 和 2 (2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は鹿沼市栗野地区の東部に位置する城山公園を含む地域であり、三方を県道、市道に囲まれた山林である。区域内にはスギ、ヒノキとブナなどの広葉樹からなる針広混合林が形成され、鳥獣の生息適地となっている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>飯 岡 鳥 獣 保 護 区</p> | <p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字飯岡地内の塩谷町総合公園及びそれに隣接する町有地の区域</p> <p>2 面積</p> | <p>令 和 2 (2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、塩谷町の総合運動公園を中心とした区域で、野鳥の好む</p> |

| | | | |
|----------|--|--------------------------------------|---|
| | 21ヘクタール | で | <p>エゴノキ等の食餌木の植栽など十分な緑化が図られ、また、地域内には遊歩道も整備され良好な緑地環境を形成しており、ホオジロ、モズなどの疎林・林縁性の鳥からメジロ、ヤマガラなどの森林性の鳥まで多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| 根本山鳥獣保護区 | <p>1 区域 真岡市根本地区市道33号線と県道西小埜真岡線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し市道38号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道41号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し真岡市鉄道真岡線との交点に至り、同所から同真岡市鉄道真岡線を東進し真岡市と益子町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進し町道339号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道39号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道8号線との交点に至り、同所から同町道を南進し益子町と真岡市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し同市道33号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 216ヘクタール</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、真岡市と益子町にまたがる標高165メートルの根本山を中心とした丘陵地帯である。ヒノキ、クヌギ、コナラなどの良好な自然環境に恵まれ、ジョウビタキ、シジュウカラをはじめとする多種の鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |

| | | | |
|------------------------|---|--|---|
| <p>小百小学校 鳥獣保護区</p> | <p>1 区域 日光市小百地内県道栗山今市線と日光市道栗原～高百線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み送電線栗山線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み送電線中禅寺線との交点に至り、同所から同送電線を南西に進み市道小百森根線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道御宮越～大工内線との交点に至り、同市道を南東に進み市道栗原～高百線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 28ヘクタール</p> | <p>令和2 (2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は日光市今市地区の北西部に位置し、小百小学校と一級河川小百川河川敷を含む農村地域である。小百川周辺の平地林は鳥獣の生息適地となっている。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p> |
| <p>六斗地 鳥獣保護区</p> | <p>1 区域 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山国有林127林班全域</p> <p>2 面積 79ヘクタール</p> | <p>令和2 (2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで</p> | <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は那須町と那須塩原市の2市町にまたがる国有林野であり、アカマツの針葉樹とコナラなどの広葉樹からなる混交林を形成している。このような自然環境を反映してエナガ、シジュウカラなどの森林性の鳥類やツキノワグマやニホンリスなどの獣類の生息が確認されている。また、アカマツ林には「レッドデータブックとちぎ」の準絶滅危惧種として掲載されているオオタカの営巣も確認されている。 このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> |

(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第563号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 特定猟具使用禁止区域の名称 | 特定猟具使用禁止区域の区域及び面積 | 特定猟具使用禁止区域の存続期間 | 鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類 |
|---------------------------|---|--------------------------------------|---------------------|
| スーパーゴルフカントリークラブ特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 芳賀郡市貝町大字石下地内にある旧スーパーゴルフカントリークラブの敷地一円の区域 2 面積 100ヘクタール | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |
| 白沢鬼怒川特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 宇都宮市東岡本地内の一般国道4号と新鬼怒川橋右岸との交点を起点とし、同所から同河川右岸の堤防を北進し県道125号線との交点に至り、同所から同県道を東進し鬼怒川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南進し一般国道4号新鬼怒川橋左岸との交点に至り同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 480ヘクタール | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |
| 鹿沼松原団地特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 鹿沼市白桑田地内市道0353号線と市道7030号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道7029号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7112号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7406号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道0353号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道7232号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7235号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7115号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し市道7117号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに北進し市道7236号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7225号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道0353号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線 | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--------|
| | に囲まれた一円の区域 2 面積 44ヘクタール | | |
| 下板橋大和パークランド 特定猟具 使用禁止区域 | 1 区域 日光市下板橋地内東日本旅客鉄道株式会社日光線と市道小代～下板橋線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道和田～下板橋線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道下板橋7号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み認定外道路との交点に至り、同所から同道路を南進し市道小代～手岡線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道文挾～猪倉線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み東日本旅客鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 94ヘクタール | 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で | 銃 器 |
| 大宮 特定猟具 使用禁止区域 | 1 区域 塩谷郡塩谷町大字大宮地内町道大宮佐貫線と町道風見泉線との交点を起点とし、同所から町道風見泉線を北進し町道泉前田線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道芦場大宮線との接点に至り、同所から同町道を東進し県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道大宮佐貫線との接点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(ただし斗光ヶ丘鳥獣保護区の区域を除く。) 2 面積 37ヘクタール | 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で | 銃 器 |
| 船生 特定猟具 使用禁止区域 | 1 区域 塩谷郡塩谷町大字船生8533番地外195筆合同会社鬼怒川ソーラー所有の太陽光発電施設敷地全域 2 面積 111ヘクタール | 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で | 銃 器 |
| 紫塚ゴルフ倶楽部 特定猟具 使用禁止区域 | 1 区域 さくら市早乙女2068番地外316筆株式会社紫塚ゴルフ倶楽部所有のゴルフ場敷地全域 2 面積 99ヘクタール | 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で | 銃 器 |
| 塩田ダム 特定猟具 使用禁止区域 | 1 区域 矢板市塩田地内林道湯場線と塩田ダム右岸天端の接点を起点とし、同所から同ダム本体石積み外周を敷地境界に沿い南西に進み同ダムからの左水路を通 | 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) | 銃 器 |

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|----|
| | <p>り同ダム主放水路との合流点に至り、同所から同放水路右岸側に至り、同所から同放水路に沿い敷地外周境界を北進し塩田ダム右岸端天端を通り同ダム園地駐車場の北側作業道との交点に至り、同所から同作業道を北西に進み林道湯場線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み塩田ダムへ注ぐ水路との交点に至り、同所から同水路を下流方向に進み林道湯場線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 11ヘクタール</p> | 年10月31日まで | |
| <p>森の宮川渓谷 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 矢板市長井地内県道県民の森矢板線と宮川渓谷歩道との交点を起点とし、同所から同歩道を時計回りに北西に進み高原山鳥獣保護区との境界を成す宮川左支系との交点に至り、同所から同河川左支系を下流側南東に進み県道県民の森矢板線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 36ヘクタール</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |
| <p>琵琶池ゴルフ 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 さくら市下河戸地内さくら市道K-2022号線と県道佐久山喜連川線の接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み県道大田原氏家線との接点に至り、同所から同県道を北進し大田原市道琵琶池線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み琵琶池ゴルフ倶楽部への進入路との接点に至り、同所から同進入路を南進し大田原市とさくら市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み市道K-2022号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 163ヘクタール</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |
| <p>本田技研工業株式会社 関連施設・びゅうフォレスト喜連川 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 さくら市下河戸地内市道K-1004号線と県道那須烏山・矢板線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道K-2006号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みびゅうフォレスト喜連川東調整池東の農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道K-3258号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み再びびゅうフォレスト喜連川敷地外周の農道との交点に至り、同所から同農道を時計回りに進み市道K-2006号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道K-3258号線との交点に至り、同所から同市道を北上し市道</p> | 令和2(2020)年11月1日から令和12(2030)年10月31日まで | 銃器 |

| | | | |
|---------------------------------|---|--|----------------|
| | <p>K-2007号線との交点に至り、同所から同市道を北上し市道K-1004号線との交点に至り、同所から同市道を北上し市道K-2003号線との交点に至り、同所から同市道を北上し本田技研工業株式会社所有自動車研究開発施設敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を570メートル北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を95メートル北西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み市道K-3021号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道K-1004号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 402ヘクタール</p> | | |
| <p>芦野温泉 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 那須郡那須町大字芦野地内町道西坂法師畑線と町道西坂線の接点を起点とし、同所から町道西坂線を南西に進み主要地方道大田原芦野線との接点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み同町大字芦野字西原地内にある夫婦石一里塚の北東約150メートル付近の農道兼山道との接点に至り、同農道兼山道を南進し山林内に入り同農道兼山道に接する山道との交点に至り、同山道を南進し町道東岩崎茅野線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道唐木田東岩崎線との交点に至り、同所から同町道を南進し大字東岩崎地内で一級河川黒川へ通じる山道との交点に至り、同所から同山道を一級河川黒川に向かって西進し町道東岩崎大秋津線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道東岩崎茅野線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み同町道の終点に至り、同所から同町道に接する農道を北進し一級河川黒川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し用排水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北進し主要地方道大田原芦野線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み一級河川黒川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し町道西坂法師畑線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 210ヘクタール</p> | <p>令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日 まで</p> | <p>銃 器</p> |
| <p>高林 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 那須塩原市高林儘ノ上310番2外235筆新高林分譲地全域</p> <p>2 面積 9ヘクタール</p> | <p>令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日 まで</p> | <p>銃 器</p> |

| | | | |
|----------------------------------|--|--|----------------|
| <p>黒田原 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 那須郡那須町大字富岡地内主要地方道大子那須線と町道塩阿久津上線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北西に進み一般県道黒田原停車場線との接点に至り、同所から同一般県道を北進し東日本旅客鉄道株式会社東北本線黒田原駅前の道との交点に至り、同所から同道を北東に進み黒田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み町道水塩大久保線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道大久保塩阿久津線との接点に至り、同所から同町道を南進し金井蛇川との接点に至り、同所から同川を上流に進み町道塩阿久津上線に至る私道との接点に至り、同所から同私道を南西に進み町道塩阿久津上線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 146ヘクタール</p> | <p>で 令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で</p> | <p>銃 器</p> |
| <p>寺子・時庭 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 那須郡那須町大字寺子乙地内那須町道落合柏室線と一級河川余笹川支流棒川右岸の交点を起点とし、同所から同川右岸を南東に進み時庭東橋右岸の農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み一級河川余笹川右岸側道との接点に至り、同所から同側道を南進し農業用排水路との交点に至り、同所から同排水路を南進し農業用排水路の分岐に至り、同所から農業用排水路を北西に進み那須塩原市道寺子時庭線との交点に至り、同所から同市道を北西に150メートル進み農道との分岐に至り、同所から同農道を北西に進み山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み那須町道落合柏室線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 104ヘクタール</p> | <p>令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で</p> | <p>銃 器</p> |
| <p>田沼愛宕 特定猟具 使用禁止区域</p> | <p>1 区域 佐野市田沼町地内市道6032号線と戸室山越山道との接点を起点とし、同所から同山道を東進し農道菊水通りとの接点に至り、同所から同農道を南進し市道4067号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道3098号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道3001号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1026号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道124号線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道1027号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道1100号線と</p> | <p>令和2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で</p> | <p>銃 器</p> |

| | | | |
|--|--|--|------------|
| | <p>の交点に至り、同所から同市道を西進し市道1020号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道6032号線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 65ヘクタール</p> | | |
| <p>深 沢 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域</p> | <p>1 区域 栃木市都賀町地県道栃木栗野線と市道41106号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進しさらに南東に進み市道41123号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道栃木栗野線との交点に至り、同所から同県道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 24ヘクタール</p> | <p>令 和 2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で</p> | <p>銃 器</p> |
| <p>栃 木 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域</p> | <p>1 区域 栃木市大宮町地内の主要地方道栃木二宮線と市道2060号線の交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道12195号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道12268号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道12189号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1033号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道12274号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道小山城内線との交点に至り、同所から同県道を東進しさらに南進し市道2071号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに南進し東日本旅客鉄道株式会社両毛線との交点に至り、同所から同路線を南東に進み市道2074号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し樋の口生協団地東側を流れる用水堀との交点に至り、同所から同用水堀を南進し栃木市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を西進し市道11408号線との交点に至り、同所から同市道を西進し旧栃木市と旧大平町との行政界に至り、同所から同行政界を北進しさらに西進し市道11405号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道11400号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1042号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み旧栃木市と旧大平町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み南西に進みさらに北進し永野川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し栃木県立栃木特別支援学校南側を流れる普通河川奈良田川との合流点に至り、同所から同河川を西進し市道2054号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2052号線との</p> | <p>令 和 2 (2020)年11 月1日から令 和12(2030) 年10月31日ま で</p> | <p>銃 器</p> |

交点に至り、同所から同市道を東進し北進し主要地方道栃木佐野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み市道14294号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2046号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1021号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み市道1024号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道13195号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1024号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道13273号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道13260号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道13203号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道13202号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道43362号線との交点に至り、同所から同市道を東進し旧栃木市と旧都賀町との行政界に至り、同所から同行政界を南進しさらに東進し市道13346号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道13351号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1001号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道12062号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道12077号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道12019号線との交点に至り、同所から同市道を北進し主要地方道宇都宮栃木線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み市道1033号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道12135号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道12164号線との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道栃木二宮線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

2 面積
2,024ヘクタール

(自然環境課)

栃木県告示第564号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 名 称 | 所 在 地 | 有 効 期 限 |
|----------------------------------|-------------|--|
| 社 団 医 療 法 人 弘 全 会 芳 賀 中 央 病 院 | 市貝町大字上根1440 | 令和2(2020)年11月1日から 令和5(2023)年7月31日まで |

(医療政策課)

栃木県告示第565号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

薬局

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|------------|-----------------|
| チェリー薬局 | 大田原市元町1-9-17 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年9月10日 |
| ライム薬局 | 下都賀郡壬生町壬生丁259-8 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年9月1日 |
| オレンジ薬局大田原店 | 大田原市町島4-7 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年9月10日 |
| いちご薬局大田原店 | 大田原市加治屋83-586 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年9月10日 |
| ピノキオ薬局大田原中央店 | 大田原市中央2-9-33 | 株式会社ピノキオ薬局 | 令和2(2020)年10月1日 |

栃木県告示第566号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

薬局

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 変更年月日 |
|--------------------------------|-----------------|----------|-----------------|
| セイムスおもちゃのまち薬局 (おもちゃのまち調剤薬局) | 壬生町おもちゃのまち1-8-1 | 株式会社富士薬品 | 令和2(2020)年10月8日 |

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第567号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|---------------|---------------|---------|------------------|
| さつきホームクリニック益子 | 芳賀郡益子町長堤574-1 | 医療法人賛永会 | 令和2(2020)年9月1日 |
| 河島クリニック | 大田原市中央2-9-32 | 河島 俊文 | 令和2(2020)年10月12日 |

| | | | |
|---------------------|-----------------|-------|---------------------|
| せきやま泌尿器科内科 クリニック | 宇都宮市鶴田町1295-2 | 關山 和弥 | 令和2(2020)年 10月6日 |
| 石井町クリニック | 宇都宮市石井町2800-155 | 井岡 達也 | 令和2(2020)年 10月5日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|-----------------|------------|---------------------|
| チェリー薬局 | 大田原市元町1-9-17 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年 9月10日 |
| ライム薬局 | 下都賀郡壬生町壬生丁259-8 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年 9月1日 |
| オレンジ薬局大田原店 | 大田原市町島4-7 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年 9月10日 |
| いちご薬局大田原店 | 大田原市加治屋83-586 | 株式会社リージョン | 令和2(2020)年 9月10日 |
| ピノキオ薬局大田原中 央店 | 大田原市中央2-9-33 | 株式会社ピノキオ薬局 | 令和2(2020)年 10月1日 |

栃木県告示第568号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------------------------|------------|-----------|---------------------|
| まきた眼科石橋院 (医療法人社団蒔北会 おちあい眼科) | 下野市下古山88-1 | 医療法人社団蒔北会 | 令和2(2020)年 9月28日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|--|-------------------------|----------|---------------------|
| セイムスおもちゃのま ち薬局 (おもちゃのまち調剤 薬局) | 下都賀郡壬生町おもちゃの まち1-8-1 | 株式会社富士薬品 | 令和2(2020)年 10月8日 |

3 指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|--|--------------|----------------------|--------------------|
| TOPSうつのみや訪問 看護リハビリステー ション (トップスうつのみや 訪問看護リハビリス テーション) | 宇都宮市吉野2-8-23 | 有限会社ティー・オー・ピー・ エス | 令和2(2020)年 7月1日 |

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 指定の年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|--------------|-----------|--------------|-----------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 0910600253 | すかい きぬ川 | 日光市小佐越8-2 | 社会福祉法人すかい | 日光市足尾町2084 | 令和2(2020)年10月1日 | 生活介護 |
| 0910800705 | おやま就労支援センター ドルトン | 小山市西城南4-20-7 | 株式会社峯翔不動産 | 小山市小山89-1 | 令和2(2020)年10月1日 | 就労継続支援B型 |
| 0911400174 | リハビリパーク歩 | さくら市喜連川473-1 | 合同会社歩 | 那須烏山市興野776-2 | 令和2(2020)年10月1日 | 生活介護 |

栃木県告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 廃止の年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|--------------|------------------|--------------|-----------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 0910400324 | 特定非営利活動法人ケアフラッグ幸 | 佐野市葛生東2-8-15 | 特定非営利活動法人ケアフラッグ幸 | 佐野市葛生東2-8-15 | 令和2(2020)年8月31日 | 行動援護 |

(障害福祉課)

栃木県告示第571号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| 調査を行った者の名称 | 調査区域 | 成果の名称 | 認証年月日 |
|------------|-----------|---------------------------|------------------|
| 佐野市 | 佐野市植上町の一部 | 佐野市植上町の一部(植上Ⅲ地区)の地籍図及び地籍簿 | 令和2(2020)年10月19日 |

| | | | |
|------|------------|---------------------------------|----------------------|
| 宇都宮市 | 宇都宮市細谷町の一部 | 宇都宮市細谷町の一部（細谷Ⅰ調査区） の地籍図及び地籍簿 | 令和2(2020)年 10月19日 |
| 宇都宮市 | 宇都宮市細谷町の一部 | 宇都宮市細谷町の一部（細谷Ⅱ調査区） の地籍図及び地籍簿 | 令和2(2020)年 10月19日 |

(農村振興課)

栃木県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年10月30日から同年11月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|--------|--|-----------------|--------------|----|
| / | 前 | 那須郡那珂川町馬頭字都2319-1から 那須郡那珂川町馬頭字都2317まで | 34.4～34.4 | 16.9 | |
| | 後 | 那須郡那珂川町馬頭字都2319-1から 那須郡那珂川町馬頭字都2317まで | 34.4～34.4 | 16.9 | |

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|--------|--|-----------------|--------------|----------------------------------|
| 27 | 前A | 那須郡那珂川町和見字中島2361から 那須郡那珂川町久那瀬字舟湯平528- 1まで | 7.0～41.0 | 3492.6 | A及びBは、関係図面 で表示する敷地の区 分をいう。 |
| | 前B | 那須郡那珂川町和見字中島2361から 那須郡那珂川町馬頭字赤坂道西2308- 2まで | 12.1～25.0 | 1212.0 | |
| | 後 | 那須郡那珂川町和見字中島2361から 那須郡那珂川町久那瀬字舟湯平530- 1まで | 11.6～34.9 | 2950.0 | |

(道路保全課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

| | |
|---------------------------|------------------|
| 事業名 | 完了年月日 |
| 県営中山間高原(倉掛)地区土地改良(区画整理)事業 | 平成30(2018)年4月26日 |

(農地整備課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十号

第七十七回国民体育大会、第二十二回全国障害者スポーツ大会等に参加する職員の職務に専念する義務の免除に関する規則を次のように定める。

令和二年十月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

第七十七回国民体育大会、第二十二回全国障害者スポーツ大会等に参加する職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第十八号)第二条第三号の規定に基づき、第七十七回国民体育大会、第二十二回全国障害者スポーツ大会等に参加する職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第二条 任命権者は、職員が第七十七回国民体育大会及び第二十二回全国障害者スポーツ大会並びにこれらの大会に関連する競技会等に選手として参加する場合は、公務に支障のない範囲内において、その職務に専念する義務を免除することができる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則は、令和四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第七号

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月三十日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第一条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(安全運転管理者等の選任の届出)</p> <p>第十五条 法第七十四条の三第五項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任の届出には、次</p> | <p>(安全運転管理者等の選任の届出)</p> <p>第十五条 法第七十四条の三第五項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任の届出には、次</p> |

に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。

一 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

二 四 略

2 略

に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。

一 戸籍抄本又は住民票の写し

二 四 略

五 届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを

2 略

別記様式第九号及び別記様式第十号を次のように改める。
 別記様式第9号（第16条関係）

| | | | |
|--|--------|-------|--|
| 安 全 運 転 管 理 者 証 | | | |
| 事 業 所 名 | | コード番号 | |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 生 年 月 日 | 年 月 日生 | | |
| 上記の者は、道路交通法第74条の3第1項に定める安全運転管理者であることを証明する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 栃木県公安委員会 印 | | | |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第十号（第16条関係）

| | | | |
|---|--------|-------|---|
| 副 安 全 運 転 管 理 者 証 | | | |
| 事 業 所 名 | | コード番号 | — |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 生 年 月 日 | 年 月 日生 | | |
| 上記の者は、道路交通法第74条の3第4項に定める副安全運転管理者であることを証明する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 栃木県公安委員会 印 | | | |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第二条 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成十四年栃木県公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

| 安全運転管理者証 | | | |
|---|--------|-------|--|
| 事業所名 | | コード番号 | |
| 住所 | | | |
| 氏名 生年月日 | 年 月 日生 | | |
| <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第1項の規定による安全運転管理者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">栃木県公安委員会 印</p> | | | |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第2号(第2条関係)

| 副安全運転管理者証 | | | |
|--|--------|-------|---|
| 事業所名 | | コード番号 | — |
| 住所 | | | |
| 氏名 生年月日 | 年 月 日生 | | |
| <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第4項の規定による副安全運転管理者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">栃木県公安委員会 印</p> | | | |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公安委員会規則第八号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月三十日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第十一条 法第五十七条第二項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限を超えて乗車させ、又は積載をして</p> | <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第十一条 法第五十七条第二項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限を超えて乗車させ、又は積載をして</p> |

軽車両を運転してはならない。

一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(イ) 十六歳以上の運転者が、幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)一人を幼児用座席に乗車させている場合

ロ (口) 略 (く) 略 (へ) 略

二・三 略

軽車両を運転してはならない。

一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(イ) 十六歳以上の運転者が、幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)一人を幼児用座席に乗車させている場合

ロ (口) 略 (く) 略 (へ) 略

二・三 略

附 則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。